

平成 23 年 6 月 30 日

各 位

会社名：トラストパーク株式会社
代表者名：代表取締役社長 渡邊 靖司
(コード番号：3235 Q-B o a r d)
問合せ先：常務取締役 矢羽田 弘
電話番号：092-437-8944

内部統制のシステム構築に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 6 月 30 日開催の取締役会において、「内部統制のシステム構築に関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記の通り改定後の内容をお知らせいたします。

記

1. 取締役及び従業員の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。
 - (2) 内部監査室にて、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に適合しているかを公正に監査する。
 - (3) 監査役は取締役の職務の執行が法令、定款に適合しているか、コンプライアンス体制が適正に運営されているかを監視・監督する。
 - (4) 法令違反等を未然に防止し、会社の自浄機能を働かせることを目的に社内通報制度を制定し、当社内の通報窓口のほか外部の弁護士事務所にも通報窓口を設置し、運用する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」に基づき、取締役会をはじめとする重要会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務執行に係る情報を保存し、必要に応じ閲覧できる状態とする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
管理本部がリスク管理を統括する部門として、リスク管理規程に基づき、各種のリスクについての評価・分析を実施し、必要に応じて顧問弁護士等に照会し、取締役会において審議を行うものとする。万一、不足の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 毎月 1 回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定を迅速に行うものとする。
 - (2) 社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
「子会社管理規程」に基づき経営管理、事業管理に関して子会社を支援・監督し、グループ会社全体で内部統制の徹底を図る。
6. 監査役が職務を補助すべき従業員設置を求めた場合における当該従業員に関する体制
監査役が、その職務を補助する従業員を求めた場合には、監査役を補助する従業員を置き、当該従業員は、取締役からの指揮命令は受けず、独立して業務を行うものとする。なお、当該従業員の人事に関する事項については、監査役との協議により定めるものとする。
7. 監査役への報告に対する体制について
監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し取締役及び従業員に対し、業務執行状況等の報告を求めることができるものとする。また、取締役及び従業員は、リスク管理上の重要な情報、法令等により報告が必要な情報等については、監査役に対し速やかに報告を行うものとする。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は定期的に代表取締役と意見交換を行うものとする。
9. 反社会的勢力の排除に向けた体制
反社会的勢力の排除については、基本的な考え方をトラストパークグループ行動規範に明記し、反社会的勢力および団体に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断するという強い意志のもと、全取締役および従業員が業務の遂行にあたっている。また、社内に反社会的勢力に対する対応統括部署を設け、警察等関連機関との連携を図るものとする。

以 上